

五日市公民館の消費税率の引き上げに伴う公民館使用料の改定について(お知らせ)

広島市では、令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴い公民館の使用料を改定することとしています。

これに合わせて、半額等減免(第4号減免)の減免後の額も下表のとおり、消費税率の引き上げを考慮し、改定しますので、お知らせします。

つきましては、令和元年10月1日以降に使用承認するものについては、改定後の新しい使用料及び減免後の額が適用されます。

なお、令和元年9月30日までに使用承認(徴収済)を受けた場合でも、10月1日以降に時間延長の変更が生じた場合などは、その延長分は新しい使用料及び減免額が適用されますので、ご注意ください。

室名	使用料の額(1室につき1時間までごとに)				備考
	改定前		改定前		
	条例額	減免後の額	条例額	減免後の額	
	(旧)	(旧)	(新)	(新)	
ホール	4,170円	610円	4,240円	620円	改定あり
大集会室	1,390円	610円	1,410円	620円	
視聴覚室	460円	200円	460円	200円	改定なし
実習室	460円	200円	460円	200円	
料理室	460円	200円	460円	200円	
和室	460円	200円	460円	200円	
第1会議室	460円	200円	460円	200円	
第1研修室	460円	200円	460円	200円	
第2研修室	460円	200円	460円	200円	
第2会議室	460円	200円	460円	200円	